

議案第 8 号

取手市都市公園条例の一部を改正する条例について

取手市都市公園条例（昭和 6 2 年条例第 3 6 号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成 3 1 年 2 月 2 8 日提出

取手市長 藤 井 信 吾

提案理由

北浦川緑地内に新たに設けられる運動施設を有料公園施設として位置付けるとともに、当該施設の使用料を定めるため、本条例の一部を改正するものです。

取手市都市公園条例の一部を改正する条例

取手市都市公園条例（昭和62年条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第1条の2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 都市公園 法第2条第1項に規定する都市公園で市が<u>設置し、又は管理する</u>ものをいう。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(有料公園施設)</p> <p>第9条 有料公園施設(市の管理する公園施設で有料で利用させるものをいう。以下同じ。)は、別表第1 <u>及び別表第2</u>のとおりとする。</p> <p>2 から4まで (略)</p> <p>(使用料)</p> <p>第10条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項、第2条第1項若しくは第3項又は前条第3項の許可を受けた者は、<u>別表第3</u>に掲げる額の使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(都市公園の区域の変更及び廃止)</p> <p>第23条 市長は、都市公園(<u>市が設置するものに限る。以下この条において同じ。</u>)の区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、当該都市公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を明らかにしてその旨を公告しなければならない。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第27条 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第1条の2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 都市公園 法第2条第1項に規定する都市公園で市が<u>設置する</u>ものをいう。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(有料公園施設)</p> <p>第9条 有料公園施設(市の管理する公園施設で有料で利用させるものをいう。以下同じ。)は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 から4まで (略)</p> <p>(使用料)</p> <p>第10条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項、第2条第1項若しくは第3項又は前条第3項の許可を受けた者は、<u>別表第2</u>に掲げる額の使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(都市公園の区域の変更及び廃止)</p> <p>第23条 市長は、都市公園の区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、当該都市公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を明らかにしてその旨を公告しなければならない。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第27条 (略)</p>

2 利用料金の額は、別表第3の2の表及び4の表に掲げる額を上限として、指定管理者が市長の承認を受けて定める額とする。

3及び4 (略)

別表第1(第9条関係)

市が設置する 都市公園の名称	有料公園施設の名称
取手緑地運動公園の項から取手ウェルネスパークの項まで	(略)

別表第2(第9条関係)

市が管理する 都市公園の名称	有料公園施設の名称
北浦川緑地	サッカー場

別表第3(第10条関係)

1から3まで (略)

4 有料公園施設を利用する場合

(1)から(8)まで (略)

(9) 北浦川緑地

施設名	単位	金額(円)	
		市内 区分	市外 区分
サッカー場	1面につき 1時間	1,000	1,500

備考 (略)

2 利用料金の額は、別表第2の2の表及び4の表に掲げる額を上限として、指定管理者が市長の承認を受けて定める額とする。

3及び4 (略)

別表第1(第9条関係)

都市公園の名称	有料公園施設の名称
取手緑地運動公園の項から取手ウェルネスパークの項まで	(略)

別表第2(第10条関係)

1から3まで (略)

4 有料公園施設を利用する場合

(1)から(8)まで (略)

備考 (略)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(準備行為)

2 市長は、この条例の施行の前においても、同日以後の利用に係る申請の受付、利用の許可、使用料の徴収その他必要な準備行為を行うことができる。